

第185回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議事録

日時：令和2年7月28日（火）

午前10時00分～午前10時40分

場所：職員会館かもがわ

●藤田課長 ただ今から、第185回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。
本日は、御多忙中にもかかわらず、委員の皆様方には御出席を賜り誠にありがとうございます。
でございます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は7名の委員に御出席いただいております。従いまして、審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

なお、今回が新たな任期となって2回目の審議会となりますが、前回御都合がつかず御欠席され、今回が任期最初の審議会となる委員がいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

井上委員、お願いいたします。

●井上委員 龍谷大学政策学部の井上と申します。専門は都市計画やまちづくりを担当していますが、ゼミでは学生と伏見区内の商店街で商店街活性化などの活動を行っております。よろしくをお願いいたします。

●藤田課長 ありがとうございます。では続きまして、お手許にございます資料を確認させていただきます。皆様のお手許には「会議次第」と、ホチキス留めになっております、資料1「京都住友ビル 答申案」、資料2「(仮称)西洞院計画 答申案」、資料3「新設店舗の開業報告」、資料4「都道府県・政令指定都市の意見の事例」、資料5「小売店における地域・社会貢献推進の手引」、資料6「立地法に係る計画一覧」を配付いたしております。

資料の欠落等はありませんでしょうか。

なお、報道関係者、傍聴者の方用には、本日の閲覧資料を後方の「閲覧資料台」に備えておりますので、そちらをご覧ください。また、審議の妨げとなるような行動につきましては、お控えくださいますようお願いいたします。

それでは、審議を始めてまいりたいと思います。恩地会長、よろしくをお願いいたします。

●恩地会長 ではこれより、議題の順に議事を進めてまいります。

まず、議題1の「令和元年12月届出案件 京都住友ビルに係る答申案検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 前回の審議会での議論を踏まえ、事務局で答申案を作成させていただきましたので、御確認いただきます。2ページをご覧ください。

1番、大規模小売店舗の名称及び所在地についてでございます。名称は京都住友ビル、所在地はそちらに記載のとおりです。

2番、法第8条第4項の規定による市の意見についてでございますが、「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配

慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します」とさせていただいて、「市意見なし」の答申としております。

その下に、なお書きとして、付帯意見を3つ上げておりますけれども、その前に全体の答申内容を御確認していただきますので、3ページをご覧ください。

答申理由の2、説明会の状況ですが、駐輪場の運用方法や想定する各フロアの用途、騒音予測等についての質問が出されました。

3番、意見書について、住民からの意見書の提出はございませんでした。

4番、審議会の見解について、こちらは項目別に記載してありまして、審議会で議論になった点を中心に御説明させていただきます。

まず(1)番、駐輪場についてでございます。「今回の変更に伴い、新たに駐輪場を新設するものであるが、駐輪場の設置(収容台数)については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。なお、店舗周辺は自転車通行の禁止時間帯が設定されていることから、その周知や路上駐輪対策として、ホームページでの案内や看板の設置等による利用者の誘導に努めるとともに、必要に応じて警備員を配置するなどの対策を講じることが望まれる」としております。

続きまして(4)番、廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて、「廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量を上回る容量が確保されており、施設配置及び車両経路等についても適正な配慮がなされていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。なお、全市的な取組として、廃棄物減量を推進していることを踏まえ、積極的な廃棄物の減量、リサイクルに努めることが望まれる」としております。

続きまして(5)番、地域貢献及び社会貢献に関する取組について、「積極的な地域貢献及び社会貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる」とさせていただいております。

なお、このほかにも、来客用の駐車場を設置していないことから、今後とも公共交通機関により来店してもらうよう周辺徹底することが望まれるという形にさせていただいております。

続いて、2ページにお戻りいただきまして、今御説明したことを踏まえまして、付帯意見として、(1)自転車通行及び路上駐輪対策の周知や対応について、(2)来店に係る公共交通機関の利用の周知について、(3)地域貢献及び社会貢献についてという点を付帯意見とさせていただいております。

事務局からの説明は以上となります。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。い

かがでしょうか。

前回の審議会の議論が十分に反映されていると思います。

それでは、答申案に対する異論が特にないようでしたら、この案件につきましては、本日で結審としたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

●恩地会長 それでは結審としたいと思います。

それでは、続きまして議題2、「令和元年12月届出案件（仮称）西洞院計画に係る答申案の検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは、6ページをご覧ください。

こちらにつきましても、前回の審議会での議論を踏まえ、事務局で答申案を作成させていただきましたので、御確認いただきます。

まず、6ページの1番、大規模小売店舗の名称及び所在地についてでございます。名称は（仮称）西洞院計画、所在地につきましては、そちらに記載のとおりでございます。

2番、法第8条第4項の規定による市の意見についてでございますが、「当審議は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断します」とさせていただいて、「市意見なし」の答申としております。

その下に、なお書きとして、付帯意見を2つ上げておりますけれども、その前に全体の答申内容を御確認していただきますので、7ページをご覧ください。

2番、説明会の状況についてでございます。説明会の状況としましては、出店に伴う四条通の交通量増加や入庫待ち車両及び路上駐車が発生を懸念する意見のほか、警備員の配置、駐車場及び駐輪場の料金設定等についての質問が出されておりました。

3番、意見書についてですが、住民からの意見書についての提出はございませんでした。

4番、審議会の意見につきましてはですが、こちらにも項目別に記載されておりますので、審議会で議論になった点を中心に説明させていただきます。

まず（1）番、駐車場及び来退店車両の経路設定についてですが、「駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である23台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。来退店車両の経路については、施設利用者への来退店経路の周知徹底や警備員の配置等により、四条通における左折入退場の確実な実施及び歩行者の安全確保に努めるとともに、駐車場の満車による入庫待ち車両の発生等、周辺交通に影響を及ぼす事態となった場合は、速やかに対策を講じることが望まれる」とさせていただいております。

続きまして、(3) 荷さばき施設、(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルにつきましても、なお書き以降に、「四条通の混雑防止や近隣住民の安全確保のため、搬入車両の入退場について、入出庫を徹底することが望まれる」という形にさせていただいております。

続きまして(4) 番、騒音についてですが、「昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、環境基準値を下回っている。一方、夜間における騒音の最大値の予測については、来客車両走行音等が規制基準値を上回っている箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。しかしながら、周辺住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じることが望まれる」とさせていただいております。

続きまして(7) 番、地域貢献及び社会貢献に関する取組についてでございますが、「地域住民からの問い合わせ窓口の明確化や地域の行事及び各自治体が行う各種事業への協力等を表明していることから、積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる」とさせていただいております。

6 ページにお戻りいただきまして、こうしたことを踏まえまして、一番下の付帯意見として(1) 来退店車両の四条通における左折入出庫の徹底や歩行者の安全確保について、(2) 地域貢献及び社会貢献についてを付帯意見とさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、御質問や御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

こちらについても答申案に対する異論が特にないようでしたら、本日で結審としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

●恩地会長 それではこちらについても本日で結審としたいと思います。

続きまして、議題3の「報告事項」について、事務局からお願いします。

●事務局 資料3から資料6の報告事項について、一度全て御報告させていただいたうえで、質疑応答をさせていただきたいと思います。

まず、資料3の「新設店舗の開業報告」でございます。10ページをご覧ください。

今年開店しました大店立地法届出案件の出店後の状況について御報告させていただきます。

まず、令和元年7月に届出があった右京区のドラッグコスモス梅津店の新設案件です。開店日は令和2年3月28日となっております。まず写真3につきまして、お手許の図面を見ていただきますと、建物南側に四条通がありまして、そこから少し西に三叉路があり、

その付近の府道沿い出入口が写真3になっています。四条通を東から来た車両については、一旦府道に入り、右折で入庫する経路になりますが、三叉路と府道のところに信号がございますので、信号が赤のときなどに渋滞しないようにということで、写真4のとおり、一旦出入口付近を開けるように協力をお願いする看板を設置させていただいております。また、敷地境界を柵ではなく、縁石と芝にすることで、車と歩行者が接触しないよう、歩行者の退避スペース的な場所を確保しています。その他、三叉路付近の境界付近を隅切りしております。また、店舗北側については、十分に住居との距離を確保してほしいという要望がございましたので、建物を南側にセットバックしたうえで、歩行者専用通路をつくっており、住民からの要望にしっかりと応えておられます。住民説明会において要望があった点については、十分に対応されており、現状、地域住民との関係も良好で苦情等はないことを事業者から伺っています。

続きまして、12ページをご覧ください。

平成29年5月に届出がありました新風館でございます。烏丸姉小路の交差点付近に位置している商業施設でございますが、本来でしたら本年4月に開業予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2度延期を経まして、令和2年6月11日に開店いたしております。敷地内に駐車場を設置されておりませんので、ホームページにおいて公共交通機関による来店を促しておるところでございます。施設内には地下鉄への通路と地下でつながっておりまして、公共交通機関の利用の利便性は高くなってまいりました。

続きまして、資料4「都道府県・政令指定都市の意見の事例」について御説明させていただきますので、14ページをご覧ください。

昨年度の審議会において吉田副会長から御質問があった内容につきまして、都道府県と政令指定都市の意見を「あり」とした事例について確認させていただきましたので、こちらで御報告させていただきます。

まず1番、都道府県・政令指定都市の意見をありとした件数についてでございます。過去5年間における全国の件数の推移を一覧にさせていただきます。新設につきましては全国でも年間わずか3件程度で推移しておりまして、平成31年度につきましては、0件となっております。また、変更につきましては、平成29年度から0件で推移しているといった状況でございます。

続いて、「意見あり」とした事例について説明させていただきます。過去5年間において「意見あり」としたもののうち、近畿圏での事例を2件御紹介させていただきます。

まず、京都府の事例でございます。左下の地図をご覧ください。広い道路に面して出店計画地がございまして、その東側の生活道路を挟んで隔地駐車場を設置するような案件でございました。その北側の道路ですが、片側2車線の道路で、中央にポールが立っているため、東から来店した車両は左折入庫しかできないという状況でございました。しかしながら、隔地駐車場のすぐ東側に生活道路がございまして、駐車場から出庫した車が生活道路に侵入して、その住宅地を東側に迂回する車両が生じるのではないかと懸念された

ことから、侵入しないように促すような措置を講じるよう意見が出されたものでございます。

続きまして、大阪市の事例でございます。概要を御説明させていただきますと、大阪市では事業者に対し、届出前に関係各課との事前協議をお願いしており、その協議結果を踏まえて届出を受け付けていました。しかしながら、その事前協議について、法律上義務化されていなかったことから、事前協議不十分を理由に届出自体を不受理できないため、当該届出を受理しましたが、内容に不備がある状態、検討に必要なデータが添付されていないなどの状態であったため、審議会から意見具申も踏まえたうえで「意見あり」として通知したものでございます。それに対する事業者の対応といたしましては、意見通知後、事業者は関係各課との協議を行い、法第8条第7項に基づく届出事項及び添付書類を変更する旨の届出がなされて、きちんと対応されたという状況でございます。

続きまして、資料5の冊子、「小売店における地域社会貢献推進の手引」をご覧ください。

本市では、小売店舗に期待する地域・社会貢献の具体例や取組の実施に係る手続等を体系的にお示しすることで、小売店舗における、地域・社会貢献の更なる推進を図ることを目的として手引を策定させていただきましたので、御報告させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

手引の構成としましては、「1 手引作成の趣旨」、「2 地域・社会貢献の取組事例」、それ以降につきましては、設置者が行う手続や様式となっております。

続きまして、1ページをご覧ください。手引の作成趣旨につきまして記載させていただいております。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページからは本市の小売店舗が取り組んでいる事例を示させていただいております。今後、新設等を考えている店舗に地域・社会貢献に取り組んでいただく際の参考にしていただき、御協力をお願いしてまいりたいと思っております。取組内容といたしましては、地域づくりやまちづくり、地域経済活性化などの7項目を上げさせていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。

ここから以降につきましては、設置者が行う手続や必要様式について記載させていただいております。参考として8ページの大規模小売店舗の届出、設置者等への手続を代表に御説明させていただきます。

提出資料といたしましては、まず「地域・社会貢献計画書」を御提出いただきまして、縦覧書類として公表いたします。

また、9ページに記載のとおり、開店又は変更から1年を経過した設置者につきましては、「地域・社会貢献実施状況報告書」を提出していただきます。報告書につきましても内容を公表する予定としております。

最後になりますが、資料6、16ページをご覧ください。

「立地法に係る計画一覧」でございます。

1 番、手続中の届出案件についてでございます。現在、審議中の案件は京都住友ビル及び（仮称）西洞院計画の2件で、本日結審いただいたものでございます。縦覧中の案件につきましては、京都ファミリー、ブックオフ伏見店、西友桂店、ジャンボスクエア山科店の4件でございます。

審議予定につきましては、8月、9月は休会とさせていただきます、10月に先ほど申し上げました4件についての審議を行っていただく予定でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

●恩地会長 これらの報告につきまして、御質問や御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私から1点質問ですが、ドラッグコスモス梅津店の西側の道路について、実際見ていて歩行者と車の錯綜などはなかったでしょうか。

●事務局 我々が確認に行ったときにつきましては、四条通に出てくる車につきましてもちゃんと御協力いただいていたように見えましたし、歩行者との交錯などもなかったと思います。

●恩地会長 夕方や夜間の時間帯は大丈夫か少し心配な面もあります。

●事務局 夕方頃に行ったときにも交錯は見受けられなかったもので、大丈夫ではないかと思えます。

●恩地会長 はい、ありがとうございます。

●事務局 小売店における地域・社会貢献推進の手引に関しましては、皆様方には御意見いただきまして本当にありがとうございました。こういう形で令和2年6月の段階でまとめさせていただきまして、今も付帯意見で地域貢献、社会貢献というところにつきましては各事業者のほうにかなり訴えているところでございます。こういう形で手引を作らせていただきましたので、今後は大規模小売店舗に限らず中規模小売店舗につきましても、施設の設置に当たりましては、十分地域と社会に調和する形で持続可能な社会を創っていくというところの大きな役割を担っていただくということでございます。

●井上委員 地域貢献の計画書や報告書を提出する大型店舗というのは、新設や変更するものが対象なのでしょうか。もう既に建っている施設はどのような扱いになるのでしょうか。

●事務局 新設につきましては、これから提出いただく方をお願いしようと思っております。変更につきましても、変更案件で変更の届出をする際をお願いしていくという形になります。

●井上委員 既存店舗もとなると数が膨大になるので厳しいかと思いますが、既存店舗に提出をお願いする機会はないのでしょうか。

●事務局 既存店舗についても出来る限り協力をお願いしていくことについては、今後検討していこうと考えています。

●井上委員 提出された計画書等については、この審議会の中で議論をする機会はあるのでしょうか。

●事務局 審議会を開催させていただく際に、出店計画書とあわせて地域貢献の計画書も含めてお渡しさせていただきますので、審議会の中で議論をする機会があると考えていただいて結構かと思います。

●井上委員 報告書に関しては、義務的には2年目までの報告書を求めているということでよかったですでしょうか。

●事務局 はい、そうでございます。

●井上委員 はい、ありがとうございます。新規や変更に関して行政的な手続を取るチャンスに計画書や報告書を出していただくという点で、機会はあると思います。一方で、既存店舗はたくさんあると思いますが、他都市だとガイドラインや指針を作って一定程度の規模以上の施設に関しては、毎年、報告書や計画書を出してもらっているケースもありますので、既存店舗に対しても何らかの呼びかけをしてもいいのかなと思いました。

●事務局 そうですね。地域貢献に関するアンケートというのも、常時させていただこうと考えておりますので、既存店舗につきましても、そういったところで呼びかけの機会があると思っております。

また、手引の作成に当たりましては、事業者アンケートをとらせていただいて、先進的な地域貢献、社会貢献取り組んでおられる事業者さんについてはホームページで御紹介させていただいており、これまでに京都マルイ、イズミヤ堀川丸太町店、イオンタウン山科柳辻の取組を御紹介しました。今後も、アンケートを取るなど各種取組の中で先進的な取組や見本となる取組につきまして、広く発信していきたいと考えております。

●井上委員 地域貢献の取組として、一般的には地域のイベントへの協力や環境面に配慮するなどの取組が一般的であると思いますが、他都市では、撤退される際には十分に関係機関に早めに周知をして店舗の誘致に協力することなども呼びかけておられますので、このような面でも早めに御協力を呼びかけておくほうがよいのではないかと思います。

●事務局 ありがとうございます。

●恩地会長 冊子の13ページの提出時期、提出先について、郵送不可としているのは、やはり対面で対応した方がいいたろうということでしょうか。3密を避けるとか、コロナの関係がある中で、どういう意図でこのようにしているのでしょうか。

●事務局 この計画書の届出時期につきましては、基本的には大店立地法の届出と同時に提出していただくことを想定しております。大店立地法の届出は対面でさせていただいておりますので、合わせてそのときに地域貢献の計画書も提出していただくということを想定しております。

●事務局 中規模につきましても同様に、ほっておくと基本的に見本どおりそのまま書いて来られる方がおられます。中規模小売店の事業者の方とお会いする機会は少ないので、この機会を捉えて、地域貢献のPRも含めてお話しさせていただくという意味で対面としております。ただ、会長がおっしゃったように、コロナの状況により対面が厳しいようであれば、柔軟に対応してまいりたいと思います。

●吉田副会長 ドラッグコスモス梅津店について、資料3の写真5で見ると案外お隣の家との距離が近いため、「お静かに」と記載された白い看板を複数枚付けていただいたというのは妥当であると思いましたが、戸建て住宅とマンションの間に見える、白い大きな看板のようなものがあるのですが、これは何なのでしょう。

●事務局 申し訳ございません。こちらの看板については存じ上げておりません。また今度行ったときに確認させていただきます。

●恩地会長 ほかございませんでしょうか。

ないようですので、続きまして、議題4の「その他」です。何かございましたら御発言をお願いします。

その後、審議会をウェブで行っている例などはあるのでしょうか。

●事務局 ウェブ会議について、検討はさせていただいております。ズーム、スカイプ、その他いろいろなものを使えますので、今後の状況によっては、ウェブ会議又は書面開催での開催についても検討させていただければと思います。

●恩地会長 その他、ほかに何かありますでしょうか。

なければ最後に審議会の公開についてお伺いいたします。次回は10月に4つの案件について諮問及び届出者説明がありますが、現時点では特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

●恩地会長 それでは御異議もないようですので、次回の審議会も公開といたします。

それでは、ここからは進行を事務局にお返します。

●藤田課長 ありがとうございます。皆様、御審議ありがとうございました。

改めまして、今後の審議会について御連絡をいたします。今回、審議案件が結審いたしましたので、8月、9月の審議会は休会とさせていただきますので、次回の審議会は10月になります。日程につきましては、改めて調整させていただきますので、事務局からの連絡をお待ちいただけますようお願いいたします。

それでは、これで第185回京都市大規模小売店舗立地審議회를終了いたします。皆様、御審議ありがとうございました。

(以上)